

県の規定

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（抄）

（担当事務）

第3条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。

- （6） 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。
- （7） 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第4号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第6条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。
- （8） 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、同法第30条の40第2項に規定する本人確認情報の保護に関する事項および同法第30条の44の13において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。
- （9） 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項について調査審議すること。

（部会）

第11条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会が担任する事務は、審議会が担任する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	担任する事務
公文書等管理部会	第3条第1号に掲げる事務
審査部会	第3条第2号から第5号までに掲げる事務
個人情報保護部会	第3条第6号から第9号までに掲げる事務

国の規定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）

（特定個人情報保護評価）

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

特定個人情報保護評価に関する規則（抄）

（地方公共団体等による評価）

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（一定期間経過後の特定個人情報保護評価）

第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第五条第二項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日、第七条第六項の規定による公表をした日又は法第二十八条第四項の規定による公表をした日（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日）から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

特定個人情報保護評価指針（抄）

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

2 新規保有時以外

（2）重要な変更

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

ア システムの開発を伴う場合の実施時期

上記1（1）に準ずるものとする。

イ システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期

事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

（3）しきい値判断の結果の変更

評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価

実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第 15 条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから 5 年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。